

自治推進に関する取組について

1. 丸亀市 e モニター制度

<関連する提言>

【コミュニティ活動と市民公益活動、協働】

- まちづくり活動への参加を促すため、きっかけづくりや参加手法のさらなる工夫を行うこと。

【情報の公開及び共有】

- 市民のみなさんがどのような情報を必要としているか、情報を発信する側の目線ではなく、受信する側の目線に立って情報発信を行うこと。

【市民参画】

- 市政への参画方法としては、アンケート調査の実施など、市民が時間と場所を選ばず参画しやすい方法に配慮すること。
- デジタルなどを活用した、市政への新たな参画方法を検討すること。

(1) 概要

① 制度の内容

市民に「e モニター」を募り、登録者が 5～10 分程度で回答できるアンケートをメールで実施するもの

② 制度の目的

市民の市政への関心を高め、市民参画等を促進するとともに、市政に対する市民の意見等を迅速かつ効率的に把握し、市政に反映すること

③ 謝礼

任期中に実施するアンケート件数の 5 割以上に回答いただいた方には、QUO カード Pay500 円分を進呈する

(2) e モニターの募集・登録について（資料 3）

① e モニターの資格

市内に在住、在勤、在学する 18 歳以上で、インターネットを利用してアンケートに回答できる方（市職員は除く）

② e モニターの任期

登録年度の 3 月 31 日まで

③ 令和4年度の募集・登録

募集人数：500人（市広報紙、HP、SNS、窓口等で周知）

募集期間：令和4年5月25日～令和4年6月30日

（7月1日以降も定員に達するまで随時募集を行うが謝礼は対象外とする）

登録人数：323名（令和4年9月1日現在）

(3) 実施したアンケートについて（資料4）

	アンケートテーマ	担当課	実施期間	対象者数（人）	回答者数（人）	回答率
1	丸亀市男女共同参画について	人権課 (男女共同参画室)	令和4年7月22日～令和4年7月31日	317	262	82.6%
2	SDGsについて	秘書政策課	令和4年8月23日～令和4年9月1日	323	220	68.1%
3	SNS・ホームページの活用について	広聴広報課	令和4年9月16日～令和4年9月25日	321	220	68.5%
4	食品ロス削減について	クリーン課	10月			

2. 自治基本条例の認知度向上と内容周知について

(1) 広報まるがめへの「自治基本条例講座」記事連載（資料5）

<関連する提言>

【自治基本条例の認知度】

- 次のような方法を用いながら、継続的に自治基本条例の周知を行うこと。
 - ・ 市民アンケートで有効性が再確認された「広報まるがめ」への掲載
 - ・ 専門用語を解説するなど、分かりやすく伝える広報
- 自治基本条例が身近な生活のどこに関連するか具体的に示しながら周知を行うこと。

【コミュニティ活動と市民公益活動、協働】

- コミュニティ活動について継続的に広報を行うこと。
- 「協働」とはどのような活動を指すのか、日常生活とあわせて考えられるような具体例を示しながらの広報や、具体例の「逐条解説」などへの記載を検討すること。

広報まるがめ掲載スケジュール

6月号「丸亀市自治基本条例を知っていますか？」

8月号「まちづくりの主役は市民の皆さんです！」

10月号「コミュニティ活動できめ細やかなまちづくり」

12月号 協働について（予定）

2月号 市民参画について（予定）

(2) 紹介リーフレット「～みんなでまちづくり～ 丸亀市自治基本条例」(資料6)

<関連する提言>

【自治基本条例の認知度】

- 次のような方法を用いながら、継続的に自治基本条例の周知を行うこと。
 - ・イラストを使用し、表現を柔らかくした周知
- 自治基本条例が身近な生活のどこに関連するか具体的に示しながら周知を行うこと。

紹介リーフレットは、丸亀市への転入者に配付するほか、啓発用資料として活用する。

(3) 中学校における紹介リーフレット(資料6)の活用

<関連する提言>

【自治基本条例の認知度】

- 次のような方法を用いながら、継続的に自治基本条例の周知を行うこと。
 - ・学校での子どもたちへの啓発

中学3年生の社会科公民の授業(例:地方自治の学習)において、丸亀市自治基本条例を活用していただくよう丸亀市中学校夏季研究大会(社会科部会)にて依頼し、リーフレット等の資料を紹介した。地方自治の学習が2学期に行われることから、2学期が終了する12月頃に社会科教員を対象に活用の有無や取り上げ方などを把握するためのアンケートを実施する予定。

3. パブリック・コメント募集の周知方法について

<関連する提言>

【市民参画】

- パブリック・コメントについては、「ご意見を寄せていただきたい」という市からのメッセージが伝わるように、周知方法などについて改善すること。

(1) フェイスブックによる募集周知

パブリック・コメントの募集について、広報紙やホームページ等での周知に加えて、市のフェイスブックでも周知を行っている。

(2) コミュニティセンターにおける掲示

コミュニティセンターでパブリック・コメントの募集を設置する際には、「ご意見募集中」の貼り紙を掲示していただいている。

